社会教育関係団体　登録案内

更

港区教育委員会では、区民の皆さんの学習・文化・スポーツ等の活動をしたいという希望に応え、その活動を通して地域文化の振興に役立てていただくために社会教育関係団体の登録制度を設けています。

社会教育関係団体とは

1　社会教育に関する事業を行なうことを主な目的とする団体です。

わたしたちの暮らしや地域を取り巻くさまざまな事柄について、関心を寄せる人たちが集まり、学び合います。地域文化や生活技術に触れ、学び、継承し、新たに創造していきます。また、スポーツや文化活動に親しみ、そのことを通じて仲間づくりをし、地域のスポーツ・文化活動を豊かにします。

このようなさまざまな活動をする団体が、これから始めようとする人を受け入れたり、より多くの人たちと学んだり活動する機会を作っています。教育委員会では、こうした団体の活動や、活動の成果が地域の人々とつながりあうことを大切にしています。

会員相互の親睦や交流のみが目的になっている団体は社会教育団体とはいいません。

2　自主的な運営をします。

会員になろうとする人たちが自主的に会を作り、会の目的を明確にし活動内容・運営組織・役員・予算・会費などを会の総意で決めて運営していきます。活動内容によっては講師が必要な場合もありますが、塾やまちの各種教室のように講師が中心となって活動をすすめているものは社会教育団体とはいいません。また、他の団体との連携や交流は大切ですが、それぞれ独立した団体として尊重しあうことが大切です。

※活動計画づくりや会費の設定・徴収、施設の申し込み、会場の準備や後片付けなど、会員たちで相談しながらやっていますか？

3　団体の人事・活動内容・財政等に国や地方自治体が具体的にかかわっていません。

4　政治活動はしません。

特定の政党その他政治団体の利害に関する活動は行ないません。また、公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反する行為は行ないません。

5　宗教活動はしません。

特定の宗教、もしくは宗派・教派・教団を支持し、または反対する活動は行ないません。

6　営利活動はしません。

※物品の販売やそのＰＲなどをしていませんか？

※不特定多数の方に広く呼びかけて講演会などを行なった場合の参加費が実費相当以上で、過分な収益は上げていませんか？

※区の施設を会場にした営業目的の〇〇教室ではありませんか？

以上のような団体で、次の要件を備えている場合に登録できます。

1　継続的かつ計画的に活動していること。
2　団体としての規約（会則）を有していること。
3　代表者が区内在住または在勤であること。
4　連絡先が区内にあること。また、連絡先は代表及び常任の講師以外であること。
5　構成員が５名以上で、その過半数が区内在住または在勤であること。
6　構成員が学生のみまたは一企業などの関係者のみでないこと。
7　未成年者によって組織される団体については、成人の育成者または指導者がいること。